

フィデリティ・英国株式・ファンド (ファンドラップ専用)

2024年4月

追加型投信／海外／株式

設定日: 2020年12月15日

信託期間: 原則として無期限

決算日: 原則として毎年8月30日(休業日の場合は翌営業日)

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

■ 基準価額・純資産総額の推移

| | 2024/3/29 | 2024/2/29 |
|-------|-----------|-----------|
| 基準価額 | 11,984 円 | 11,456 円 |
| 純資産総額 | 105.6 百万円 | 109.3 百万円 |
| 累積投資額 | 11,984 円 | 11,456 円 |

| | | | |
|----------------|----|----------|-------------|
| 基準価額 (月中) | 高値 | 11,984 円 | (3月29日) |
| | 安値 | 11,511 円 | (3月1日) |
| 基準価額 (設定来) | 高値 | 12,077 円 | (2023年2月6日) |
| | 安値 | 9,790 円 | (2021年2月1日) |
| 累積投資額 (設定来) | 高値 | 12,077 円 | (2023年2月6日) |
| | 安値 | 9,790 円 | (2021年2月1日) |

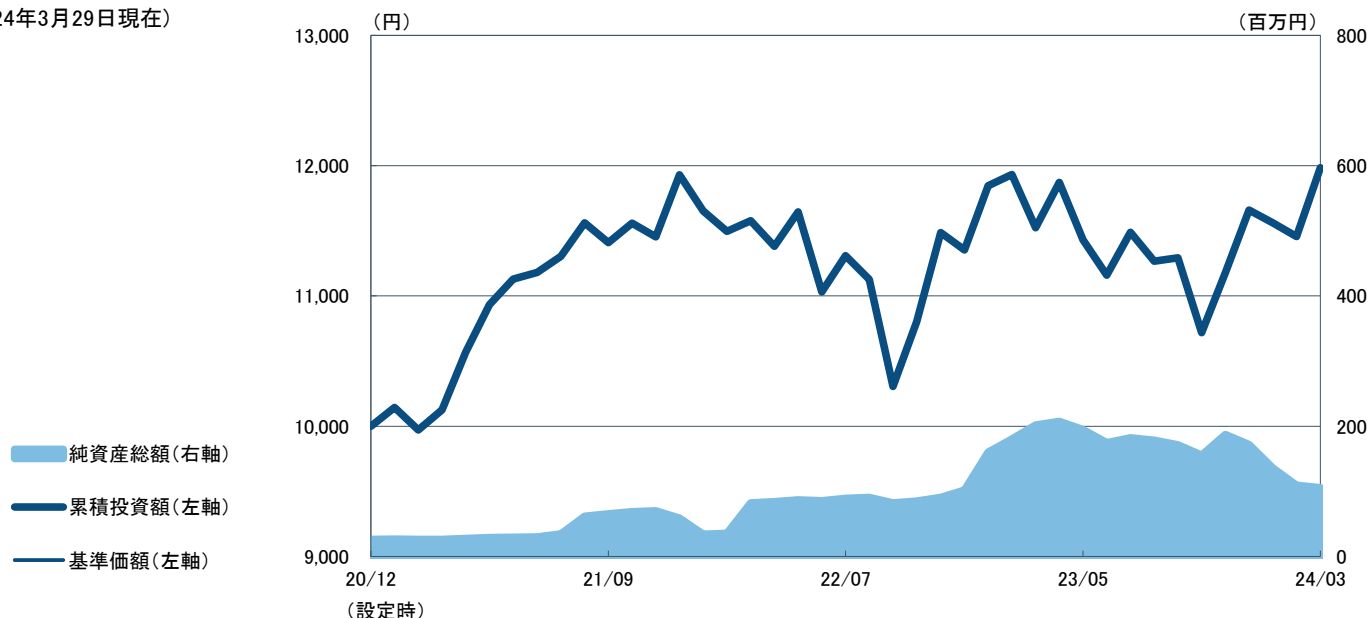
■ 累積リターン

(2024年3月29日現在)

| | 直近1ヶ月 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | 1年 | 3年 | 設定来 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ファンド | 4.61% | 2.79% | 6.13% | 3.99% | 13.40% | 19.84% |

■ 運用実績の推移

(2024年3月29日現在)



※基準価額は、運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。

※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※累積リターンは、収益分配金を再投資することにより算出された収益率です。ただし、収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

フィデリティ・英国株式・ファンド (ファンドラップ専用)

追加型投信 / 海外 / 株式

2024年4月

■分配の推移(1万口当たり/税引前)

(2024年3月29日現在)

| 決算期 | 日付 | 分配金 |
|-------|------------|-----|
| 第1期 | 2021年8月30日 | 0円 |
| 第2期 | 2022年8月30日 | 0円 |
| 第3期 | 2023年8月30日 | 0円 |
| 設定来累計 | | 0円 |

■ファンド別組入状況

(2024年2月29日現在)

| | |
|------------------------------------------------------|-------|
| フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドII ーフィデリティ・UK・エクイティ・ファンド | 98.9% |
| フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド | 0.1% |
| 現金・その他 | 1.0% |

(対純資産総額比率)

※分配金は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。また運用状況によっては分配を行わない場合があります。
※未払金等の発生により「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

主な投資対象ファンドの運用状況

■フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドIIーフィデリティ・UK・エクイティ・ファンド

◆組入上位10銘柄

(2024年2月末現在)

| | 銘柄 | 比率 |
|----------|-----------------------------------|-------|
| 1 | SHELL PLC-NEW /GBP/ | 4.1% |
| 2 | RELX PLC /GBP/ | 3.2% |
| 3 | NATWEST GROUP PLC /GBP/ | 3.1% |
| 4 | BP PLC /GBP/ | 3.0% |
| 5 | UNILEVER PLC /GBP/ | 3.0% |
| 6 | ASTRAZENECA PLC /GBP/ | 2.7% |
| 7 | RECKITT BENCKISER GROUP PLC /GBP/ | 2.2% |
| 8 | ASHTREAD GROUP PLC /GBP/ | 1.9% |
| 9 | LLOYDS BANKING GROUP PLC /GBP/ | 1.9% |
| 10 | SAGE GROUP PLC/THE /GBP/ | 1.7% |
| 上位10銘柄合計 | | 26.7% |

(対純資産総額比率)

※フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドIIーフィデリティ・UK・エクイティ・ファンドはアイルランド籍外国証券投資信託です。

※当ファンドの管理事務代行会社の提供するデータに基づき作成しております。

※本資料においてグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

※フィデリティ投信が作成時点で取得可能な投資対象ファンドの開示資料のデータに基づき作成しております。ファンドによってはデータの分類方法や評価基準日が異なる場合があるため、概算・推定値となります。掲載データに関する正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。あくまでもファンドの概略をご理解いただくことを目的として作成されておりますことにご留意ください。

フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ

| | |
|-------------------------------------|----------------|
| フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/国内/株式 |
| フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/海外/株式 |
| フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/海外/株式 |
| フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/海外/株式 |
| フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/内外/債券 |
| フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/内外/債券 |
| フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/海外/株式 |
| フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/内外/株式 |
| フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/海外/株式 |
| フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用) | 追加型投信/内外/不動産投信 |

ファンドの特色

- 「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」は、原則として、投資者とフィデリティ投信株式会社が締結する投資一任契約に基づいて、資金を運用するための専用ファンドです。
 - 「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」の購入の申込みを行なう投資者は、フィデリティ投信株式会社との投資一任契約および販売会社との投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約を締結する必要があります。
- 「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」を構成する各ファンドは、投資対象が異なり、投資信託証券またはマザーファンドへの投資を通じて実質的な運用を行ないます。
- 「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」を構成する各ファンドのファンドの特色は以下の通りです。

フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - フィデリティ・コモン・コントラクトリアル・ファンドⅡーフィデリティ・ジャパン・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
 - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

- 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。

フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - フィデリティ・コモン・コントラクトリアル・ファンドⅡーフィデリティ・ヨーロッパ(除く英国)・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
 - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

- 投資信託証券への投資を通じて、実質的に欧州(除く英国)の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。

- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - フィデリティ・コモン・コントラクトリアル・ファンドⅡーフィデリティ・ノースアメリカ・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
 - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

- 投資信託証券への投資を通じて、実質的に北米の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。

- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ

フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・UK・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
 - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に英国の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
 - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界の債券等(ハイ・イールド債券、投資適格債券、エマージング・マーケット債券を含む)へ投資を行ない、収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・グローバル・サブIG・フィクスト・インカム・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
 - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界のハイ・イールド債券等へ投資を行ない、収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・アジア・パシフィック(除く日本)・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
 - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア、オセアニア(除く日本)の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・オルタナティブ・リステッド・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
 - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界のコモディティ(商品)関連などのオルタナティブ株式(上場)等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ

フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - フィデリティ・コモン・コントラクト・ファンドⅡーフィデリティ・グローバル・エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
 - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界の新興国の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用)

- フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(リート)(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)を主要な投資対象とし、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

※ファンドは「フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[運用の委託先]

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンドの運用にあたっては、FILインベストメンツ・インターナショナルに、運用の指図に関する権限を委託します。

| 委託先名称 | 委託する業務の内容 |
|------------------------------------|----------------------------------------------|
| FILインベストメンツ・インターナショナル (所在地: 英国) | 委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。 |

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

各ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドまたはマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

各ファンドの主な変動要因は以下の項目のうち○印のものとなります。

| 各ファンド | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本株式 | ○ | | | | ○ | | | |
| 欧州株式 | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ |
| 北米株式 | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| 英国株式 | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| 世界総合債券 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 世界ハイ・イールド債券 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| アジア・パシフィック株式 | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ |
| オルタナティブ株式 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 世界新興国株式 | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ |
| 世界リート | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ |

フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ

| | | |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 価格変動リスク | 基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。 | |
| ② 信用リスク | 有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマーシング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。 | |
| ③ 金利変動リスク | 公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。 | |
| ④ 為替変動リスク | 為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。 | |
| ⑤ デリバティブ(派生商品)に関するリスク | ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。 | |
| ⑥ リートに関わるリスク | リートに関する不動産に関するリスク | リートは主として不動産に投資するため、不動産の評価額がリートの価格の決定に大きな影響を与えます。したがって、リートが投資する不動産の状況の違いにより、リートの価格や配当率は影響を受けます。 |
| | リート経営に関するリスク | リートは法人組織であり、その運営如何によっては、収益性や財務内容が大きく変動する場合があります。 |
| | リートに係る規制環境に関するリスク | リートに関する法律、税制、会計など規制環境の変化により、リートの価格や配当率が影響を受けます。 |
| | 不動産市場に関するリスク | リートの主な収益は、保有不動産からの賃貸収入が占めています。したがって、不動産市況や空室率の変動により、リートの価格や配当率は影響を受けます。 |
| | 金利リスク | リートによる資金の借入れ状況によっては、金利変動による借入れ返済負担の増減により、リートの価格や配当率が影響を受けます。 |
| ⑦ コモディティに関わるリスク | コモディティへの投資においては、国際商品市況指数の騰落率に連動する運用成果を目指す投資信託証券等に投資しますが、当該投資信託証券等の値動きと当該指数の値動きは必ずしも一致しません。当該指数は複数の商品から構成された指数であり、それぞれの商品の需給関係、為替、金利の変化等さまざまな要因で変動します。また、商品市場は、景気循環、経済発展・人口・資源開発・技術革新等による影響、天候等による豊作・不作、産出国の政治・社会情勢等の影響を受けます。これらに伴い、結果としてファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。 | |
| ⑧ エマーシング市場に関わるリスク | エマーシング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。 | |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ

その他の留意点

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クーリング・オフ | ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。 |
| 流動性リスク | ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。 |
| 分配金に関する留意点 | <p>分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。</p> <p>投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。</p> <p>ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。</p> |

上記の他、「フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)」には下記の留意点もあります。

| | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エマージング市場に関わる留意点 | エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ

お申込みメモ

| | | |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 商品の内容やお申込みの詳細についての照会先 | 委託会社 | フィデリティ投信株式会社 |
| | インターネットホームページ | https://www.fidelity.co.jp/ |
| | フリーコール | 0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時） |
| | 上記または販売会社までお問い合わせください。 | |
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。 | |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 | |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 | |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。 | |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 | |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。 | |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。 | |
| 購入・換金申込不可日 | ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日またはグッド・フライデーにおいては、お申込みの受付は行ないません。 | |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行なうため、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。 | |
| 信託期間 | 原則として無期限（2020年12月15日設定） | |
| 繰上償還 | 各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。 | |
| 決算日 | 原則、毎年8月30日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。 | |
| ベンチマーク | ファンドにはベンチマークを設けません。 | |
| 収益分配 | 年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 | |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 | |
| 購入の申込者の制限 | ファンドのお申込みを行なう投資者は、フィデリティ投信株式会社と投資一任契約を締結した投資者等に限るものとします。 | |

ファンドの費用・税金

| | |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 換金時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| フィデリティ・日本株式・ファンド（ファンドラップ専用） | |
| 運用管理費用（信託報酬） | ファンドの純資産総額に対し、年0.407%（税抜0.37%）の率を乗じた額が運用管理費用（信託報酬）として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする投資信託証券* | 年率0.70%（税抜）程度 |
| 実質的な負担* | 年率1.107%（税込）程度 |
| フィデリティ・欧州株式・ファンド（ファンドラップ専用） | |
| 運用管理費用（信託報酬） | ファンドの純資産総額に対し、年0.407%（税抜0.37%）の率を乗じた額が運用管理費用（信託報酬）として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする投資信託証券* | 年率0.73%（税抜）程度 |
| 実質的な負担* | 年率1.137%（税込）程度 |

フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ

| フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用) | |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする投資信託証券* | 年率0.58%(税抜)程度 |
| 実質的な負担* | 年率0.987%(税込)程度 |
| フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用) | |
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする投資信託証券* | 年率0.73%(税抜)程度 |
| 実質的な負担* | 年率1.137%(税込)程度 |
| フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用) | |
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする投資信託証券* | 年率0.53%(税抜)程度 |
| 実質的な負担* | 年率0.937%(税込)程度 |
| フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用) | |
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする投資信託証券* | 年率0.68%(税抜)程度 |
| 実質的な負担* | 年率1.087%(税込)程度 |
| フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用) | |
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする投資信託証券* | 年率0.83%(税抜)程度 |
| 実質的な負担* | 年率1.237%(税込)程度 |
| フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用) | |
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする投資信託証券* | 年率0.38%(税抜)程度 |
| 実質的な負担* | 年率0.787%(税込)程度 |
| フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用) | |
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする投資信託証券* | 年率0.83%(税抜)程度 |
| 実質的な負担* | 年率1.237%(税込)程度 |
| フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用) | |
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、 年0.825%(税抜0.75%) の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 |

フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ

| | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他費用・手数料 | <p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。</p> <p>法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。</p> |
| 税金 | <p>原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。</p> <p>税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。</p> |

* 投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

* フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド（ファンドラップ専用）は、2023年10月31日以降、投資対象ファンドの運用管理費用以外の費用として年率1.1%（税抜）程度がかかる予定です。

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ファンドの費用・税金の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

委託会社、その他の関係法人

| | |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | <p>フィデリティ投信株式会社 【金融商品取引業者】関東財務局長（金商）第388号 【加入協会】一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会</p> |
| 受託会社 | <p>三菱UFJ信託銀行株式会社</p> |
| 運用の委託先 | <p>FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）</p> |
| 販売会社 | <p>販売会社につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照または、フリーコール：0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）までお問い合わせいただけます。</p> |

- 当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
- 「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」を構成する各ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドまたはマザーファンドは、それぞれ主として国内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。
- ファンドの基準価額は、投資対象ファンドまたはマザーファンドが組み入れた株式、債券および不動産投資信託（リート）やその他の有価証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドまたはマザーファンドが組み入れた株式、債券および不動産投資信託（リート）やその他の有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
- ご購入の際は投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ（<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照ください。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

■フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用) 販売会社情報一覧(順不同)

| 金融商品取引業者名 | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
|--------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | ○ | | |

* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

CSIS210625-9